

国語基本法

[施行 2017.9.22.] [法律第 14625 号, 2017.3.21., 一部改正]
文化体育観光省（国語政策課）044-203-2537

第 1 章 総則 <改正 2011.4.14.>

第 1 条（目的）

この法は、国語の使用を促進し、国語の発展と保全の基盤をつくり、国民の創造的思考力の増進を図ることにより、国民の文化的な生の質を向上し民族文化の発展に役立てることを目的とする。

[全文改正 2011.4.14.]

第 2 条（基本理念）

国家と国民は国語が民族第一の文化遺産であり、文化創造の原動力であることを深く認識し、国語発展に積極的に力を入れることで民族文化のアイデンティティを確立し国語をきちんと保全し、後世に継承することができるようにしなければならない。

[全文改正 2011.4.14.]

第 3 条（定義）

この法で使用する用語の意は次のとおりである。

1. “国語”とは、大韓民国の公用語である韓国語をいう。
2. “ハングル”とは、国語を表記するわれらの固有文字をいう。
3. “語文規範”とは、第 13 条による国語審議会の審議を経て制定したハングルのスペル、標準語規定、標準発音法、外来語表記法、国語のローマ字表記法等、国語の使用に必要な規範をいう。
4. “国語能力”とは、国語を通じて考えや感じたこと等を正確に表現し理解することに必要な聞くこと、話すこと、読むこと、書くこと等の能力をいう。

[全文改正 2011.4.14.]

第 4 条（国と地方自治団体の責務）

- ① 国と地方自治団体は、変化する言語使用環境に能動的に対応し、国民の国語能力の向上と地域語の保全等、国語の発展と保全のために努力しなければならない。
- ② 国と地方自治団体は、精神上・身体上の障害により言語の使用に困難を抱えている国民

が不便なく国語を使用することができるよう、必要な政策を立案し施行しなければならない。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第5条（他法との関係）

国語の使用と普及等に関して他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法に定めるところに従う。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第2章 国語発展基本計画の立案等 <改正 2011. 4. 14.>

第6条（国語発展基本計画の立案）

- ① 文化体育観光省長官は、国語の発展と保全のために5年ごとに国語発展基本計画（以下“基本計画”とする）を立案、施行しなければならない。
- ② 文化体育観光省長官は、基本計画を立案しようとする場合には第13条による国語審議会の審議を経なければならない。
- ③ 基本計画には次の各号の自公が含まなければならない <改正 2017. 3. 21.>
 1. 国語政策の基本方向と推進目標に関する事項
 2. 語文規範の制定と改正の方向に関する事項
 3. 国民の国語能力の増進と国語の使用環境の改善に関する事項
 4. 国語政策と国語教育の連携に関する事項
 5. 国語の価値を広く知らせ、国語文化遺産を保全することに関する事項
 6. 国語の国外普及に関する事項
 7. 国語の情報化に関する事項
 8. 南北韓の言語統一の方策に関する事項
 9. 精神上・身体上の障害により言語の使用に困難を抱えている国民と国内居住外国人の国語の使用上の不便の解消に関する事項
 10. 国語純化と専門用語の標準化・体系化に関する事項
 11. 国語発展のための民間部門の活動の促進に関する事項
 12. その他国語の使用と発展及び保全に関する事項

[全文改正 2011. 4. 14.]

第7条（施行計画の立案等）

- ① 文化体育観光大臣は、基本計画を実践するための細部計画（以下“施行計画”とする）を立案・施行しなければならない。
- ② 文化体育観光大臣は、施行計画の立案・施行に関連して必要な場合、国家機関、地方自治団体、「公共機関の運営に関する法律」による公共機関、その他の法律により設立され

た特殊法人（以下“公共機関等”とする）のうち、関連機関の長に協力を養成することができる。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第 8 条（報告）

政府は、毎年国語の発展と保全に関する施策とその施行の結果に関する報告書を定期国会が開かれる前まで国会に提出しなければならない。〈改正 2017. 3. 21.〉

[全文改正 2011. 4. 14.]

第 9 条（実態調査等）

- ① 文化体育観光大臣は、国語政策の立案に必要な国民の国語能力、国語の意識、国語の使用環境等に関する資料を収集し、あるいは実態を調査することができる。
- ② 文化体育観光大臣は第 1 項による資料収集や実態調査のために必要な場合には国家機関及び国語関連法人・団体等に資料の提出あるいは意見陳述等を求めることができる。
- ③ 国語能力、国語の意識、国語の使用環境等に関する実態調査に必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第 10 条（国語責任官の指定）

- ① 国家機関と地方自治団体の長は、国語の発展及び保全のための業務を総括する国語責任官を所属公務員の中から指定しなければならない。〈改正 2017. 3. 21.〉
- ② 第 1 項による国語責任官の指定及び任務等に関し必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第 3 章 国語の使用の促進及び普及〈改正 2011. 4. 14.〉

第 11 条（語文規範の制定等）

文化体育観光大臣は、第 13 による国語審査会の審議を経て語文規範を制定しその内容を官報に公示しなければならない。これを改正する場合にもまた同じである。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第 12 条（語文規範の影響評価）

- ① 文化体育観光大臣は、語文規範が国民の国語の使用に与える影響と語文規範の現実性及び合理性等を評価し、政策に反映しなければならない。
- ② 第 1 項による評価の項目・方法及び時期に関する事項は大統領令で定める。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第13条（国語審議会）

- ① 国語の発展と保全のための重要事項を審議するため、文化体育観光省に国語審議会（以下“国語審議会”とする）を置く。
- ② 国語審議会は次の各号の事項を審議する。
 1. 基本計画の立案に関する事項
 2. 語文規範の制定及び改正に関する事項
 3. その他に国語の発展と保全に関して文化体育観光大臣が会議に付す事項
- ③ 国語審議会は委員長1名と副委員長1名を含む60名以内の委員で構成する。
- ④ 委員長と副委員長は、委員の中から互選し、委員は国語学・言語学またはこれと関連する分野の専門知識がある者から文化体育観光大臣が委嘱する。
- ⑤ 第2項各号の事項を審議するために国語審議会に分科委員会を置くことができる。
- ⑥ 第1項による国語審議会の構成と運営等に必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第14条（公文書の作成）

- ① 公共機関等は公文書を一般国民が分かりやすい用語と文章で書かなければならず、語文規範に合わせてハングルで作成しなければならない。ただし、大統領令で定める場合には括弧の中に漢字または他の外国の文字を使うことができる。〈改正 2017. 3. 21.〉
- ② 公共機関等が作成する公文書のハングル使用に関し、その他に必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第15条（国語文化の拡散）

- ① 文化体育観光大臣は、望ましい国語文化が拡散されるよう、新聞・放送・雑誌・インターネットまたは電光板等を活用した広報と教育を積極的に施行しなければならない。
- ② 新聞・放送・雑誌・インターネット等の大衆媒体は国民の正しい国語の使用に役立つことができるよう努力しなければならない。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第16条（国語の情報化の促進）

- ① 文化体育観光大臣は国語を通じて知識と情報を生産し活用して新たな文化を創造することができるよう、国語の情報化のための各種の事業を積極的に施行しなければならない。
- ② 国はインターネット及び遠隔情報通信サービス網等の情報通信網を活用する国民が国語を便利に使用することができるよう、必要な政策を施行しなければならない。
- ③ 「情報通信網の利用促進および情報保護に関する法律」第2条第3号による情報通信サービスの提供者は、国民が国語を便利に使用することができるよう、必要な措置をしなければならない。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第17条（専門用語の標準化等）

- ① 国は国民が各分野の専門用語をやさしく便利に使用することができるよう標準化して体系化し、普及しなければならない。〈改正 2017.3.21.〉
- ② 第1項による専門用語の標準化及び体系化のために中央行政機関に専門用語標準化協議会を置く。〈新設 2017.3.21.〉
- ③ 専門用語の標準化及び体系化の手続き、専門用語標準化協議会の構成及び運営等に必要な事項は大統領令で定める。〈新設 2017.3.21.〉

第18条（教科用図書の語文規範の遵守）

教育省大臣は「初・中等教育法」第29条による教科用図書を編纂しあるいは検定又は認定する場合には、語文規範を遵守しなければならないが、このために必要な場合、文化体育観光大臣と協議することができる。〈改正 2013.3.23.〉

[全文改正 2011.4.14.]

第19条（国語の普及等）

- ① 国は国語を学ぼうとする外国人と「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」による在外同胞（以下“在外同胞”とする）のために、教育課程と教材を開発し専門家を養成する等、国語の普及に事業を思考しなければならない。
- ② 文化体育観光大臣は、在外同胞や外国人を対象に国語を教える者に資格を付与することができる。
- ③ 第2項による資格の要件及び資格付与の方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。
[全文改正 2011.4.14.]

第19条の2（世宗学団財団の設立等）

- ① 国は外国語又は第2言語としての国語の普及を効率的に遂行するために世宗学団財団（以下“財団”とする）を設立する。
- ② 財団は法人とする。
- ③ 財団には役員として理事長、理事及び監査を置き、役員は定員、任期及び選出方法等は定款で定め、役員は教育省大臣との協議を経て文化体育観光大臣が任命する。〈改正 2013.3.23.〉
- ④ 財団には定款に定めるところにより必要な職員を置く。
- ⑤ 財団は次の各号の事業を行う。
 1. 外国語又は第2外国語としての国語と韓国文化を教育する機関や講座を対象に世宗学団の指定及び支援
 2. オンラインで外国語又は第2外国語としての国語と韓国文化を教育するホームページ（ヌリ世宗学団）の開発・運営
 3. 世宗学団の韓国語標準教育課程及び教材の普及

4. 世宗学団の韓国語教員の養成、教育及び派遣支援
 5. 世宗学団を通じた文化教育及び弘報事業
 6. その他に外国語又は第2言語としての国語普及のために必要な事業
- ⑥ 国は財団が遂行する第5項の事業の推進のために必要であると認められるときには大統領令で定めるところにより、関係中央行政機関所属公務員と関連団体の専門家等で構成される世宗学団政策協議会を構成し、運営することができる。
 - ⑦ 国は財団の設立、施設及び運営等に必要な経費を予算の範囲で支援することができる。
 - ⑧ 財団は第5項による事業の目的の達成に必要な経費を準備するために大統領令で定めるところにより収益事業を行うことができる。
 - ⑨ 法人・個人または団体は、財団の運営及び事業等を支援するために金銭、その他の財産を出資又は寄付することができる。
 - ⑩ 財団に関し、この法と「公共機関の運営に関する法律」において規定したことの他は「民法」の中の財団法人に関する規程を準用する。

[本条新設 2012. 5. 23.]

第20条（ハングルの日）

- ① 政府はハングルの独創性と科学性を国内外に広く知らせ、全国民的なハングル愛意識を高めるため、毎年10月9日をハングルの日に定め、記念行事を行う。
- ② 第1項による記念行事に関して必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第21条（民間団体等の活動支援）

国と地方自治団体は国語の発展と普及を目的に活動する法人・団体等に予算の範囲で必要な支援を行うことができる。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第4章 国語能力の向上

第22条（国語能力の向上のための政策等）

- ① 国と地方自治団体は、国民の国語能力の向上のための機会を均等に提供することに力を入れなければならない。国語能力の向上に必要な政策を立案し施行しなければならない。
- ② 第1項による政策を効果的に推進するために関係中央行政機関の間で協議機構を構成・運営することができる。
- ③ 第2項による協議機構の構成と運営に必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第23条（国語能力の検定）

- ① 文化体育観光大臣は国民の国語能力の向上と創造的な言語生活の定着のために国語能力を検定することができる。
- ② 第 1 項による国語能力の検定の方法・手続き・内容及び時期に関して必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第 24 条（国語文化院の指定等）

- ① 文化体育観光大臣は国民が国語能力を高め、国語と関連する相談をすることができるよう、大統領令で定める専門人員や施設を備えた国語関連専門機関・団体又は「高等教育法」第 2 条による学校の付属機関等を国語文化院に指定することができる。
- ② 国は第 1 項により指定された国語文化院の運営に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。
- ③ 文化体育観光大臣は指定された国語文化院が専門人員と施設を維持できず、国語文化院としての機能を継続して遂行することが難しいと認めるときは指定を取り消すことができる。
- ④ 第 1 項による国語文化委員の指定方法等に関して必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第 5 章 補則 <改正 2011. 4. 14.>

第 25 条（協議）

中央行政機関の長は、国語の使用に関する内容が含まれている法令を制定しあるいは改正しようとする場合には文化体育観光大臣と協議しなければならない。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第 26 条（聴聞）

文化体育観光大臣は第 24 条 3 項により国語文化院の指定を取り消すには聴聞をしなければならない。

[全文改正 2011. 4. 14.]

第 27 条（権限の委任・委託）

- ① この法による文化体育観光大臣の権限は大統領令で定めるところにより、その一部を特別市長・広域市長・道知事又は特別自治道知事に委任することができる。
- ② 文化体育観光大臣はこの法に伴う業務の一部を大統領令で定めるところにより関連機関・団体に委託することができる。

[全文改正 2011. 4. 14.]

附 則 〈法律第 7368 号, 2005. 1. 27.〉

第 1 条 (施行日) この法は公布後 6 カ月が経過した日から施行する。

第 2 条 (他の法律の廃止) ハングル専用に関する法律は廃止する。

第 3 条 (公文書の作成に関する適用例) 第 14 条の規定はこの法の施行後最初の公文書から適用される。

第 4 条 (語文規範に関する経過措置) この法の施行当時、従前の文化芸術振興法第 7 条の規定による語文規範は第 11 条男の規定による語文規範とみなす。

第 5 条 (国語審議会に関する経過措置) この法の施行当時、従前の文化芸術振興法第 6 条の規定により設置された国技審議会は、第 13 条の規定により設置された国語審議会とみなす。

第 6 条 (他の法律の改正) 文化芸術振興法の中で次のように改正する。第 2 章 (第 5 条乃至第 8 条) を削除する。

附 則 〈法律第 8852 号, 2008. 2. 29.〉 (政府組織法)

第 1 条 (施行日) この法は公布された日から施行する。ただし…〈省略〉…、附則第 6 条により改正された法律の中でこの法の施行前に公布され、あるいは施行日が到来していない法律を改正した部分は各々当該法律の施行日から施行する。

第 2 条から第 5 条まで省略

第 6 条 (他の法律の改正) ①から <248>まで省略

<249> 国語基本法一部を次のように改正する。第 6 条第 1 項・第 2 項、第 7 条第 1 項・第 2 項、第 9 条第 1 項・第 2 項、第 11 条、第 12 条第 1 項、第 13 条第 2 項第 3 号・同条第 4 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 18 条、第 19 条第 2 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項・第 3 項、第 25 条、第 26 条及び第 27 条第 1 項・第 2 項の中の「文化観光大臣」を「文化体育観光大臣」とする。第 13 条第 1 項の中の「文化観光省」を「文化体育観光省」とする。第 18 条の中の「教育人的資源大臣」を「教育科学技術大臣」とする。

<250>から<760>まで省略

第 7 条 省略

附 則 〈法律第 9003 号, 2008. 3. 28.〉

① (施行日) この法は公布した日から施行する。

② (経過措置) この法の施行当時に既に指定された国語相談所は第 24 条の規定により国語文化院として指定されたものとみなす。

附 則 <法律第 9491 号, 2009. 3. 18.>

この法は公布された日から施行する

附 則 <法律第 10584 号, 2011. 4. 14.>

この法は公布された日から施行する

附 則 <法律第 11424 号, 2012. 5. 23.>

第 1 条（施行日）この法は公布後 3 カ月が経過した日から施行する。

第 2 条（韓国語世界化財団に対する経過措置）

- ① この法の施行当時「民法」第 32 条により文化体育観光大臣の許可を得て設立された財団法人韓国語世界化財団は、この法の施行後 2 カ月以内にこの法による定款を作成し、文化体育観光大臣の認可を受け、この法による財団の設立登記をしなければならない。
- ② 財団法人韓国語世界化財団は、第 1 項により設立登記を終えた場合には「民法」の中の法人の解散及び清算に関する規程ににもかかわらず解散したものとみなす。
- ③ この法による財団は設立登記日に財団法人韓国語世界化財団のすべての権利・義務と財産関係を承継する。

附 則 <法律第 11690 号, 2013. 3. 23.>（政府組織法）

第 1 条（施行日）

① この法は公布した日から施行する。

② 省略

第 2 条から第 5 条まで省略

第 6 条（他の法律の改正）

①から <253>まで省略。<254> 国語基本法の一部を次の通り改正する。

第 18 条及び第 19 条の 2 第 3 項の中の「教育科学技術大臣」を各々「教育大臣」とする。

<255>から <710>まで省略

第 7 条 省略

附 則 <法律第 14625 号, 2017. 3. 21.>

この法は公布後 6 カ月が経過した日から施行する。